

京都市告示第251号

生活保護法第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成16年7月30日

京都市長 榊本頼兼

医療機関指定（・診療所・歯科・薬局）

名 称	所 在 地	指定年月日
みずのや医院	上京区今出川通大宮西入元北小路町169-3 高田ビル1F	平成16年7月1日
(医) 山隆会七条クリニック	下京区烏丸通七条下ル東塩小路町721番地の1 京都タワービル2F	平成16年6月2日
やすおか医院	下京区七条御所ノ内北町30-2	平成16年7月1日
(医) 社団神野医院くまのクリニック	左京区聖護院山王町11番地1	平成16年6月1日
(医) 三幸会 三幸会うずまさクリニック	右京区太秦森ケ西町12-3	平成16年7月1日
松岡耳鼻いんこう科	伏見区久我森の宮町15-23	平成16年7月1日
堺医院	山科区四ノ宮泓町3の4	平成16年6月1日
宮本歯科医院	中京区丸太町通小川東入横鍛冶町110	平成16年6月16日
もり歯科医院	左京区岩倉西河原町383-1	平成16年7月1日
かるがも調剤薬局	左京区一乗寺向畑町46番地 オークサンズ白川1F	平成16年6月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)